



# 関係資料

## ◆指定基準（土壤の汚染状態に関する基準別表）

①地下水摂取などによるリスクからは土壤溶出量基準が、②直接摂取によるリスクからは土壤含有量基準が定められています。土壤溶出量基準については、すべての特定有害物質に設定されていますが、土壤含有量基準については、特定有害物質のうち重金属を中心とする9物質についてのみ定められています。

| 特定有害物質の種類  |                | <地下水の摂取などによるリスク><br>土壤溶出量基準                   | <直接摂取によるリスク><br>土壤含有量基準   |
|--|----------------|---|---------------------------|
| (揮発性<br>第一種<br>特定<br>有害<br>物質)   | クロロエチレン        | 検液1Lにつき0.002mg以下であること                         |                           |
|  | 四塩化炭素          | 検液1Lにつき0.002mg以下であること                         |                           |
|  | 1,2-ジクロロエタン    | 検液1Lにつき0.004mg以下であること                         |                           |
|  | 1,1-ジクロロエチレン   | 検液1Lにつき0.1mg以下であること                           |                           |
|  | 1,2-ジクロロエチレン   | 検液1Lにつき0.04mg以下であること                          |                           |
|  | 1,3-ジクロロプロペン   | 検液1Lにつき0.002mg以下であること                         |                           |
|  | ジクロロメタン        | 検液1Lにつき0.02mg以下であること                          |                           |
|  | テトラクロロエチレン     | 検液1Lにつき0.01mg以下であること                          |                           |
|  | 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg以下であること                             |                           |
|  | 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき0.006mg以下であること                         |                           |
|  | トリクロロエチレン      | 検液1Lにつき0.01mg以下であること                          |                           |
|  | ベンゼン           | 検液1Lにつき0.01mg以下であること                          |                           |
| (重<br>金<br>屬<br>等<br>第<br>二<br>種<br>特<br>定<br>有<br>害<br>物<br>質)                          | カドミウム及びその化合物   | 検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること                    | 土壤1kgにつきカドミウム45mg以下であること  |
|  | 六価クロム化合物       | 検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること                     | 土壤1kgにつき六価クロム250mg以下であること |
|  | シアノ化合物         | 検液中にシアノが検出されないこと                              | 土壤1kgにつき遊離シアノ50mg以下であること  |
|  | 水銀及びその化合物      | 検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと | 土壤1kgにつき水銀15mg以下であること     |
|  | セレン及びその化合物     | 検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること                       | 土壤1kgにつきセレン150mg以下であること   |
|  | 鉛及びその化合物       | 検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること                         | 土壤1kgにつき鉛150mg以下であること     |
|  | 砒素及びその化合物      | 検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること                        | 土壤1kgにつき砒素150mg以下であること    |
|  | ふつ素及びその化合物     | 検液1Lにつきふつ素0.8mg以下であること                        | 土壤1kgにつきふつ素4,000mg以下であること |
|  | ほう素及びその化合物     | 検液1Lにつきほう素1mg以下であること                          | 土壤1kgにつきほう素4,000mg以下であること |
| (農<br>業<br>等<br>農<br>業<br>+<br>P<br>C<br>B<br>第<br>三<br>種<br>特<br>定<br>有<br>害<br>物<br>質) | シマジン           | 検液1Lにつき0.003mg以下であること                         |                           |
|  | チオベンカルブ        | 検液1Lにつき0.02mg以下であること                          |                           |
|  | チウラム           | 検液1Lにつき0.006mg以下であること                         |                           |
|  | ポリ塩化ビフェニル(PCB) | 検液中に検出されないこと                                  |                           |
|  | 有機りん化合物        | 検液中に検出されないこと                                  |                           |

注：令和2年4月2日に土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第14号）が公布され、カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンの基準が改正されました。この施行は令和3年4月1日です。